高知県ネーミングライツ制度（県有施設）に関するＱ＆Ａ

（R8.10.26時点）

No.	質問の種類	質問事項	回答事項
1	応募資格関係	個人や個人事業主は応募できますか。	個人及び個人事業主は応募の対象外としております。
2	応募資格関係	なぜ個人や個人事業主は応募できないのですか。	ネーミングライツには、契約期間中、安定して命名権料を支払い続けられる財務基盤が求められますが、個人は法人に比べて、破産や事故、死亡といった不測の事態によって契約の継続が困難になるリスクが比較的高いと判断されるため、応募の対象外としております。
3	応募資格関係	法人であればどのような業種であっても応募対象となるのでしょうか。	募集要項に明記している業種のみを対象としています。
4	応募資格関係	高知県内に法人の本社、支店等が所在していないのですが、応募はできますか。	高知県内に法人の本社、支店等が所在していない場合でも応募は可能です。
5	応募資格関係	同時に複数の施設に関する愛称の募集が行われている場合、１社で応募できる施設の数に制限はありますか。	応募施設数に制限はなく、１社で複数の施設に応募することが可能です。
6	愛称関係	愛称の命名条件はありますか。	募集要項に規定しているとおり県有施設のネーミングライツ導入という性格上、その公共性及び品位、信頼性を損なうことのないもので、県民が親しみやすく、施設の用途が分かりやすい愛称とします。また、募集する施設によっては、愛称に特定の言葉を含めるなどの条件がございます。施設ごとに個別の愛称の命名条件については、募集要項に規定する「別紙２施設概要」をご確認ください。
7	愛称関係	契約期間中に愛称を変更することはできますか。	利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は原則として認めていませんのでご留意ください。
8	愛称関係	現在の施設名称をそのまま愛称として応募することはできますか。	現在の施設名称をそのまま愛称として応募することはできます。

No.	質問の種類	質問事項	回答事項
9	愛称関係	愛称については、どのような場合でも必ず使用されるのですか。	県は、愛称を積極的に使用し、愛称が定着するように努めますが、愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催においては、大会開催の公的な意思表示や県有施設としての意思表明を行う場合も含め、大会主催者等からの要請や大会規定等に従い、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。
10	ネーミングライツ料関係	最低希望金額以上でなければ応募はできないのですか。	最低希望金額未満の金額であっても応募は可能です。 ただし、最低希望金額を大幅に下回る契約希望金額である場合、審査基準に基づき、優先交渉権者として選定しない可能性がありますのでご留意ください。
11	ネーミングライツ料関係	３年間の契約の場合、契約後、３年分の契約金額を一括で支払うのでしょうか。	契約金額を県の会計年度ごと（4月１日から翌年の3月31日まで）に分割した上で年度当初に指定する時期の間に１年間分の契約料を支払います。 なお、年度途中から愛称の使用を開始する契約の場合、使用開始の時期に応じて設定された当該年度分の契約料を支払います。
12	応募申請書類関係	応募申請書兼誓約書（様式１）をはじめとする各種申請書類には代表者印の押印は必要でしょうか。	各種書類に代表者印の押印は不要です。
13	応募申請書類関係	各種応募申請書類の記載事項が記載欄に収まらない場合はどのようにしたらよいでしょうか。	必要に応じて文字の大きさを変えていただくか、「別紙のとおり」と記入し、任意様式の別紙に記載することでも差し支えありません。
14	応募申請書類関係	応募申請書類の提出先はどちらでしょうか。	募集要項の別紙１（高知県ネーミングライツ・パートナー募集対象施設等一覧）に記載されている応募申請書類提出先をご確認ください。 なお、施設ごとに提出先が異なっているためご留意ください。
15	応募申請書類関係	添付書類として必要な直近３事業年度分の決算報告書については、決算書類のすべてを提出するのでしょうか。	決算報告書のうち必要な書類は「表紙ページ」（第〇期が表示されたもの）、「貸借対照表」及び「損益計算書」になります。

No.	質問の種類	質問事項	回答事項
16	応募申請書類関係	役員等名簿（様式５）については、取締役全員を記入するのでしょうか。	会社法に規定される役員は全員記入してください。 （取締役、監査役、会計参与など）
17	応募申請書類関係	役員等名簿（様式５）については、役員ではないものの、発行株式数の５％以上の株式を取得している株主を記入する必要はあるのでしょうか。	役員でない株主については記入不要です。
18	契約関係	優先交渉権者とは何ですか。	他の競合相手よりも先にに契約交渉を行う権利を与えられた事業者のことです。優先交渉権者となった時点では契約は成立していませんのでご留意ください。なお、契約前にあらかじめ優先交渉権者と契約に関する協議を行います。
19	契約関係	ネーミングライツ・パートナーの契約を結んだ場合、契約日以降は会社からその情報を発信してもよいですか。	県からもネーミングライツ・パートナーが決定したことについて情報発信を行うため、情報を公表する日については別途協議します。
20	契約関係	契約期間が満了するにあたり、次回の契約に関する優先交渉権の付与はありますか。	令和８年度に募集する施設のネーミングライツについては、次回の契約に係る優先交渉権を設定しています。契約の最終年度に、県と次回の更新について協議します。
21	愛称の表示関係	施設等の看板表示に会社や商品のロゴマークなどを入れることはできますか。	ロゴマークの使用は可能ですが、その表示については屋外広告物に関する条例等により制限を受ける場合がありますのでご留意ください。 また、道路沿いの看板や歩道橋等に表示するロゴマークが交通標示と類似している場合、交通事故防止の観点から当該ロゴマークの表示をお断りさせていただきます。
22	愛称の表示関係	看板設置等の費用は県とネーミングライツ・パートナーのどちらが負担するのですか。	看板設置等に係る費用はネーミングライツ・パートナーが負担します。
23	愛称の表示関係	既存の設置看板の取り外しが必要になった場合、既存の看板は県とネーミングライツ・パートナーのどちらが保管するのでしょうか。	ネーミングライツ・パートナーに現状復旧の責任があることから、原則としてネーミングライツ・パートナーにおいて適切に保管していただきます。なお、具体的な対応については、各施設を所管する担当課と協議していただくこととなります。（協議の結果、県側が既存の看板を保管する場合もあります。）